

令和8年度

久米島町地域型就業意識向上支援事業業務委託仕様書

業 務 名：久米島町地域型就業意識向上支援事業業務委託（委任契約）

1. 目的

子供達に早い段階から「働くこと」への意識づけを行い、将来の夢や目標に向けた就業意識向上を図ること、また本町の産業等魅力を伝え本町の将来を担う人材確保を図ることを目的とし久米島町型キャリア教育を実施する。

2. 業務内容

(1) 久米島町グッジョブ連携協議会の運営

- ・久米島町グッジョブ連携協議会の総会及び定期的な会議（2回／年）を開催すること。
開催時期：5月と2月初旬推奨

(2) 小学校との連携

- ・町内全小学校を対象としたジョブシャドウイングを実施すること。合同で2回に分けて開催
開催日時：7月14日(火)久米島小学校、仲里小学校、美崎小学校
12月10日(木)大岳小学校、清水小学校
- ・事前事後学習等の支援・職業人講話を実施すること。
開催日時：各学校と調整
- ・企業開拓を行うこと。
- ・アンケート（受入企業・児童）を実施すること。

(3) 中学校との連携

- ・職場体験における企業開拓を行うこと。2校合同で開催。
開催日時：1月19日～1月21日（3日間）
- ・職場体験における事前事後学習等の支援・職業人講話を実施すること。
開催日時：各学校と調整

(4) 久米島高校との連携

- ・職業人講話の実施
開催日時：学校と調整
- ・アンケートを実施すること

(5) 職業体験型イベント（わくわくワーク）の実施

- ・小学生を対象に職業体験型イベントを実施すること。
開催日時：1月29日(金)改善センターにて開催
- ・アンケートを実施すること。

(6) 追跡調査アンケートの実施

- ・本事業を経験した児童生徒へ（R3 に作成された追跡調査アンケート）を実施すること。（ヒアリング含む）1月中旬までに完了できるよう早めに高校と日程調整をする。

(7) 広報等の実施

- ・島内広報及びその他媒体を活用した事業の広報活動を実施すること。

(8) 本事業のとりまとめ

- ・上記(1)～(7)の実施内容をとりまとめ、報告書として50部提出すること。

3. 実施期間

契約締結の日から令和9年3月13日まで

4. 事業内容の変更

事業実施後に本仕様書に挙げる業務内容の全部または一部に変更事由が生じ、委託料または委託期間を変更する必要があるときは、委託業務変更協議書により協議するものとする。

5. 著作権等

著作権及び使用権は次のとおりとする。

- (1) 成果物の著作権及び使用権は、久米島町に帰属する。
- (2) 本委託事業にて撮影した映像、写真等の著作権及び使用権は久米島町に帰属する。
- (3) 肖像権については、受託者の責任において撮影前に権利者等への了承を得ることとする。
- (4) 本委託業務にあたり第三者の著作権、肖像権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の費用をもって処理する。

6. 業務の実施

(1) 管理者及びコーディネーターの配置

本委託業務にあたっては、管理者及びコーディネーターを適切に配置すること。

久米島町内にコーディネーターを配置し、商工観光課と密に連携を図れる体制であること。

(2) 業務計画書

・業務工程計画

「業務工程表」に必要事項の内容を十分検討のうえ、作成し提出する。

・業務体制

管理者は業務が適切に行われるよう、商工観光課と密接に連絡をとり、進捗状況について把握しなければならない。

7. 提出書類等

- (1) 業務着手届
- (2) 業務実施体制図
- (3) 業務実施計画書
- (4) 業務完了届
- (5) 業務実施報告書 50部
- (6) 支出報告書

※航空運賃及び宿泊等の旅費については、領収書及び航空便については搭乗証明書等を添付する。

8. 委託費

- (1) 人件費
- (2) 謝金

- (3) 旅費
- (4) 需用費（印刷費、消耗品費、燃料費等）
- (5) 役務費（通信運搬費、保険、手数料、コピーチャージ料等）
- (6) 使用料及び賃借料（レンタカー使用料、会場使用料、OA 機器等レンタル料等）
- (7) 管理費

交通費及び宿泊料は、「久米島町職員の旅費に関する条例」その他関連する例規等に規定する額を上限とし、それらを利用したことを証する書類を添付されたものに対し、それぞれ実費相当分を補助対象とする。なお、タクシー及びレンタカー利用は、事前に本町と協議し認められたもの以外は補助対象外とする。

9. 再委託に関する事項

(1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。また、以下の業務については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。ただし、特別な事情があるものとして事前に本町が書面で認める場合は、この限りでない。

ア 契約の主たる部分

イ 契約金額の50%を超える業務

ウ 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統括的かつ根本的な業務

エ その他本町が契約の主たる部分と決定した業務

(2) 再委託の範囲

契約の履行に当たり、受託者が第三者に委任し、又は請負わせることのできる業務等の範囲は以下のとおりとする。以下に該当するものは書面での承認は不要とする。

ア 再委託しようとする業務内容が専門性の高い業務かつ特殊な技術又はノウハウ等を必要とする業務

イ 再委託の総額が契約金額の概ね50%を超えない業務

ウ その他、本町が再委託により履行できると決定した業務

(3) 再委託比率が50%を超える場合

契約の履行に当たり、再委託額（消費税及び地方消費税額を含む）の割合が50%を超える場合は、相当の理由を明記した理由書を提出すること。

10. 特記事項

- (1) これまでに実施した本事業における成果及び課題・改善点を踏まえた業務内容とすること。
- (2) 一人一台端末（タブレット）を活用した、授業の展開を取り入れる。
- (3) 仕様書に定めのない事項は、別途協議の上、決定する。